

令和6年10月9日

第12回定例会資料

議案第31号

- 1 議案名 徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）策定について
- 2 提案理由 国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、「徳島県子どもの読書活動推進計画（第4次推進計画）」期間中の成果と課題を明らかにし、今後、5年間の子供の読書活動推進の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして策定するため。
- 3 関係法令 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条

徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）策定について

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動推進に関する法律に基づき、県の「推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進に関する施策に取り組んできた。

国において令和5年3月に、第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことを受け、県においても、現行の第4次計画の成果と課題を踏まえ、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして「徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）」を策定する。

2 計画期間

令和6年10月から5年間

3 基本理念

- 学校や家庭、地域の連携のもと県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動の環境を整備
- すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を育成

4 重点項目

I 子どもの読書習慣の形成に向けた取組の促進

- ・乳幼児期の読み聞かせ、学校での読書会や同世代が勧めるブックリストの活用など、発達段階に応じた読書活動の推進
- ・探究的な学習などでの学校図書館や公立図書館の活用促進

II 子どもの視点に立った読書活動の充実

- ・学校図書館運営への子どもの主体的参画の推進
- ・地域や図書館における子どもの意見を反映した読書イベントの充実

III 子どもの学びを支える読書環境の整備と連携体制の構築

- ・学校や図書館などでの電子書籍やバリアフリー図書の充実と利用の推進
- ・多様な背景を持つ子どもたちの読書環境の充実と読書機会の確保
- ・地域のボランティアや若者など読書活動の推進に携わる人材の育成

5 計画策定に至る経過

- 6月10日 県議会文教厚生委員会（素案の報告）
- 6月～7月 パブリックコメントの実施
- 8月20日 徳島県子どもの読書活動推進協議会
- 9月 9日 県議会文教厚生委員会（計画案の報告）
- 10月 9日 教育委員会定例会（付議・決定） 計画策定

「徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）」素案に係る パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施期間

令和6年6月28日から令和6年7月29日まで

2 実施結果

意見提出者16名、意見件数24件

3 実施結果の主な意見（抜粋）

- ・ 県立図書館が取り組むオーディオブックについて非常に良い取組だと思う。
読むことが苦手な子どもでも、幼い頃はほとんどの子どもが「読み聞かせは好き」と答える。県内の長年の取組において、乳児や未就学児に対する活動はかなり実を結んできていると思う。その結果として、読むのは苦手でも聞くことで、本を楽しむことはできるのではないかと思う。（60代）
- ・ 学校図書館の運営に子どもの意見を取り入れるという案は良い。図書委員と大学生による読書会や図書購入の選書会などを実践したい。（40代）
- ・ 読書の楽しさを味わわせるためには、仕掛けが必要である。図書室の整備に始まり、読み聞かせ、読書クイズ、スタンプラリー、アニメーション等。給食時間の放送で、おすすめの一冊を紹介するのも良いかもしれない。（40代）
- ・ 子どもが中学生になると、ゲームやSNSばかりに関心がいくようになり、図書館に行く機会が減った。学校の朝読が唯一の本を読む時間になっていると思う。授業などで、学校図書館を活用して、子どもの本離れの改善に取り組んでいただきたい。（40代）
- ・ 探究的な学習において、調べる際に本を必ず1冊使用するなどの縛りが必要であると考え。高校生にとってはインターネットでの情報収集が主流であり、本を利用しない可能性があるからだ。また、学校図書館のデータベース化について、図書の延長や予約もできるようにすれば、さらに便利になると考える。（20代）
- ・ 小・中学校における読書活動の推進活動においては、地域人材との連携が進んでおり、目標値を大きく超えている点が印象的であった。地域の方々の協力は読書活動推進のためには大きな力になると考える。今後、高校生も地域人材の一員として、協力して読書活動推進に携わることができるような機会などを企画していただきたい。（30代）

徳島県子どもの読書活動推進計画 ＜第5次推進計画＞

令和6年10月
徳島県教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国や県の動向	1
3 基本方針	1
4 計画の期間	1
5 読書活動の対象	1
6 第4次推進計画の成果と課題	3
7 第5次推進計画の体系	8

第2章 「子どもの読書活動」推進のための方策 9

基本方針Ⅰ：子どもの読書習慣の形成に向けた取組の促進

【推進項目1】発達段階に応じた取組の充実	9
【推進項目2】学校図書館・図書室を中心とした読書活動の充実	14

基本方針Ⅱ：子どもの視点に立った読書活動の充実

【推進項目1】子どもの自発的な読書活動の支援	18
【推進項目2】子どもの読書への関心を高める取組の充実	21

基本方針Ⅲ：子どもの学びを支える読書環境の整備と連携体制の構築

【推進項目1】子どもの読書活動を支えるための図書館の整備と連携の促進	24
【推進項目2】地域における子どもの読書活動を支える連携体制の構築	28

成果指標 31

資 料

・用語解説	33
・関連法令等へのリンク（URLとQRコード）	35
・徳島県読書活動の推進に関する条例	37
・令和5・6年度徳島県子どもの読書活動推進協議会委員名簿	39

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動の推進について、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律*1」（平成13年12月に公布・施行）に基づき、概ね5年間の施策の基本方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

徳島県は、国の基本計画を踏まえつつ、県の実状に即した「徳島県子どもの読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）を5年ごとに策定し、評価と検証を加えながら、様々な取組を積極的に行って参りました。

令和元年度に策定した県の第4次推進計画では、「子供の読書習慣の形成に向けた取組の充実」、「子供の読書活動を支える環境の整備と充実」、「子供の読書活動の普及啓発」を基本方針に掲げ、子どもの読書環境の一層の整備、子どもが主体的に読書活動に取り組む力を育んできたところです。

このような状況のなか、国は、令和5年3月に「不読率*2の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書環境の推進」を基本方針とする、第5次基本計画を策定しました。

そこで、県の第5次推進計画では、国の法律や基本計画に基づき、これまでの取組の成果と課題を明らかにし、社会の変化や子どもの読書環境を取りまく情勢の変化等を踏まえて、今後の施策の方向性を示し、子どもの読書活動の推進を図ります。

2 国や県の動向

読書活動をめぐる国・県の主な動向は、次のとおりです。

年 月	国・県	内 容
平成30年 4月 令和元年 6月	国	子どもの読書活動推進計画（第4次）策定
令和元年10月	県	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）*3 公布・施行
令和元年12月	国	徳島県子ども読書活動推進計画（第4次推進計画）策定
		GIGAスクール構想のパッケージ公表、GIGAスクール実現推進本部設置

年 月	国・県	内 容
令和 3年 7月 令和 4年 1月	県 国	徳島県読書バリアフリー推進計画策定 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画 ^{*4} 」 策定
令和 5年 3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な 計画（第5次）

3 基本理念

子どもの読書活動の意義や重要性について県民の理解と関心を高め、家庭や学校、地域の連携のもと県民総ぐるみで、子どもが自主的に読書活動に取り組む環境の整備を進め、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力の育成を目指す。

4 計画の期間

令和6年10月から概ね5年間とします。

5 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象には、活字その他文字を用いて表現された図書などが該当し、電子書籍を含む電子使用及び、アクセシブルな書籍[※]も含まれます。

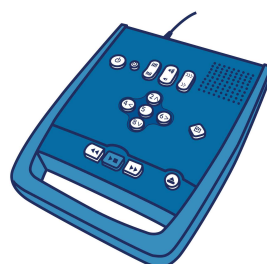
※アクセシブルな書籍

点字図書、録音図書、拡大図書、さわる絵本、布の絵本、L.L.ブック、
デージー図書（音声デージー・マルチメディアデージー・テキストデージー）、
オーディオブック、テキストデータ、音声読み上げ対応の電子書籍等



点字図書

点訳された本。



音声デージー

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。



マルチメディアデージー

音声と一緒に、文字や画像が表示される。読み上げているフレーズの色が変わるハイライト機能がある。



オーディオブック

録音した「耳で聴く書籍」。

6 第4次推進計画の成果と課題

(1) 第4次推進計画の成果

①乳幼児期における読書活動の推進

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
幼稚園・子ども園における読み聞かせの実施の割合	86.6%	98.2%	91.6%

(徳島県教育委員会「読書の生活化プロジェクトに係るアンケート」)

各園が「読書の生活化プロジェクト」に取り組み、園児への「おすすめ本」のリスト作りや絵本コーナーの設置、PTAや読書団体と連携した読み聞かせが行われ、子どもが読書に親しむ環境づくりが進められています。

②小学校・中学校・特別支援学校における読書活動の促進

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
読書の生活化プロジェクト1日10分以上読書をする児童生徒の割合	小5 89% 中2 84%	小5 93% 中2 83%	小5 94% 中2 89%

(徳島県教育委員会「読書の生活化プロジェクトに係るアンケート」)

各学校において、「読書の生活化プロジェクト」に取り組んできました。児童生徒による「おすすめ本」のリスト作りや、「気になる新聞記事」について友だちや家族と語り合う活動等、子どもが読書に親しむ環境整備に努め、一定の成果を得ることができました。

③図書館運営を支援する地域人材との連携

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
図書館運営を支援するボランティアとの連携の割合	小5 43.0% 中2 34.7%	小5 87.7% 中2 62.2%	小5 47.0% 中2 39.7%

(徳島県教育委員会「読書の生活化プロジェクトに係るアンケート」)

読み聞かせやブックトーク*5等を中心に、地域のボランティアや公立図書館との連携が進みました。学校図書館の蔵書の充実や環境整備について、公立図書館の配本サービスや地域のボランティアによる蔵書整理が行われるなど、学校図書館運営に係る支援が増加してきました。

④県立図書館における「子供の本の資料センター」的機能の充実

⑤県立図書館を中核とする「とくしまネットワーク図書館※」の拡充

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
県立図書館における児童書及びYA書籍の蔵書数	206,945冊	226,009冊	224,945冊
「とくしまネットワーク図書館」利用者数	推進 (70,690人) R元年度末利用登録者数	推進 (131,780人) R5年度末利用登録者数	推進

(徳島県立図書館「年報」)

県立図書館では、「こどもの本の充実枠」予算により、児童書の充実が図られ、図書館の利用促進につながりました。また、令和2年度に県立学校の生徒・教員へ電子書籍閲覧サービスのIDとパスワードを配布し、利用登録者数を増やすことができました。さらに、令和4年度に「とくしまネットワーク図書館システム※」を新規システムに更改し、利用者へのサービスを拡充するとともに、市町村の図書館に対しても、インターネット取寄せ依頼サービス機能の充実を図りました。

※とくしまネットワーク図書館システムとは、県内の公立図書館や大学図書館などの蔵書をまとめて検索できる横断検索や、インターネットで県内の市町村立図書館等へ県立図書館所蔵の資料の取寄せ依頼が行えるシステム。

⑥保健福祉機関と連携したブックスタート事業の充実

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
ブックスタート事業・妊娠期における保護者啓発の実施	推進	23市町村	推進

(徳島県教育委員会「市町村における子どもの読書活動推進計画に関する調査」)

県内の各市町村では、乳幼児健診時等に絵本の寄贈や読み聞かせを行う、ブックスタート事業を実施しています。図書館員や読み聞かせボランティアが、赤ちゃんにとっての絵本との出会いの大切さや楽しさなどを保護者に伝えたり、どのように読んであげたらいいのか、実際に赤ちゃんとその保護者に読み聞かせを体験してもらう取組を行っています。

このほか、「おすすめブックリスト」を配布したり、公立図書館に「赤ちゃん絵本コーナー」を設けたり、「赤ちゃんのためのおはなし会」も実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、読み聞かせなどが中断されていましたが、多くの市町村が以前の対面による取組を再開しています。

⑦多様な背景を持つ子供のための図書・読書機会の充実

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
県立図書館における児童向け外国語図書の蔵書数と、マルチメディアデージー図書の蔵書数	外国語図書 4,729冊 マルチメディア デージー図書 108巻	外国語図書 5,373冊 マルチメディア デージー図書 178巻	外国語図書 4,829冊 マルチメディア デージー図書 158巻

(徳島県立図書館「年報」)

県立図書館では、英語だけでなく、ベトナム語で書かれた絵本なども整備し、日本語を母語としない子ども向け図書・資料の充実を図りました。また、外国語による「おはなし会」の実施、多言語による「図書館利用案内」の作成にも取り組んでいます。

さらに、子どものためのマルチメディアデージー図書(デジタル録音図書)や、大活字本、L.L.ブックの整備のほか、視覚障がいや学習障がい、上肢障がいなどにより活字による読書が困難な人のために、デージー図書を利用できる専用端末や据置型読書機器なども設置し、障がいの有無に関わらず、全ての人が読書に親しむことができる図書資料の整備に努めています。

(2) 第4次推進計画の課題

①子どもの不読率の状況

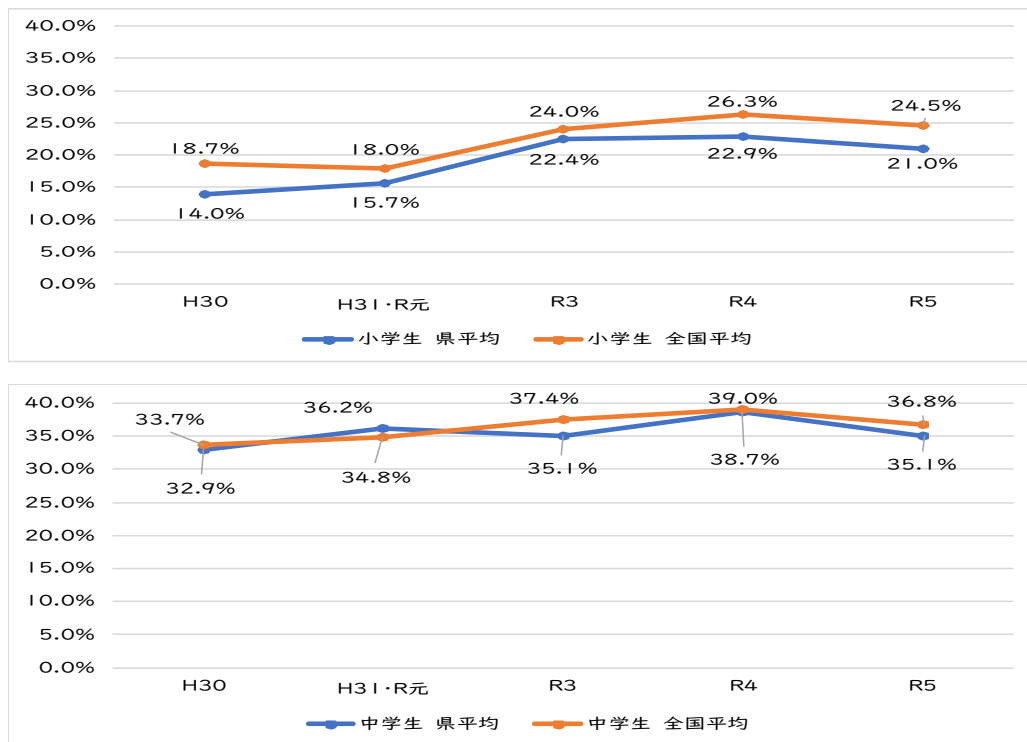
第4次推進計画では、子どもの読書習慣の形成に向けた取組を推進してきました。県内の子どもの読書習慣の状況については、各学校における「読書の生活化プロジェクト」の取組等により、一定の成果がありました。

しかしながら、「令和5年度全国学力・学習状況調査」による本県の児童・生徒の読書の状況では、学校の授業以外に「全く読まない」と回答した小学生が21%、中学生が35.1%でした。さらに、令和5年度に県教育委員会が実施した「子供の読書活動推進に関する調査」（以下（アンケート）という。）の「学校の授業以外で読書をしますか」の項目では、小学生約10%、中学生約18%、高校生約32%が「全く読まない」と回答しています。また、「全く読まないを選んだ人は、理由を教えてください」の項目では、「時間がない」「読みたい本がない」「文字を読むのが苦手である」「他にやることがある」の4つの回答の割合が比較的高くなりました。

こうしたことから、第5次推進計画では、不読率の改善に向け、児童生徒が本に触れる機会を増やすため、学校図書館の機能が十分に発揮されるよう、学校図書館図書標準^{*6}に沿った資料の整備を推進するとともに、司書教諭を含む教職員、学校司書^{*7}、地域のボランティア等が連携・協力して学校図書館の運営が組織的・計画的になされることを推進します。

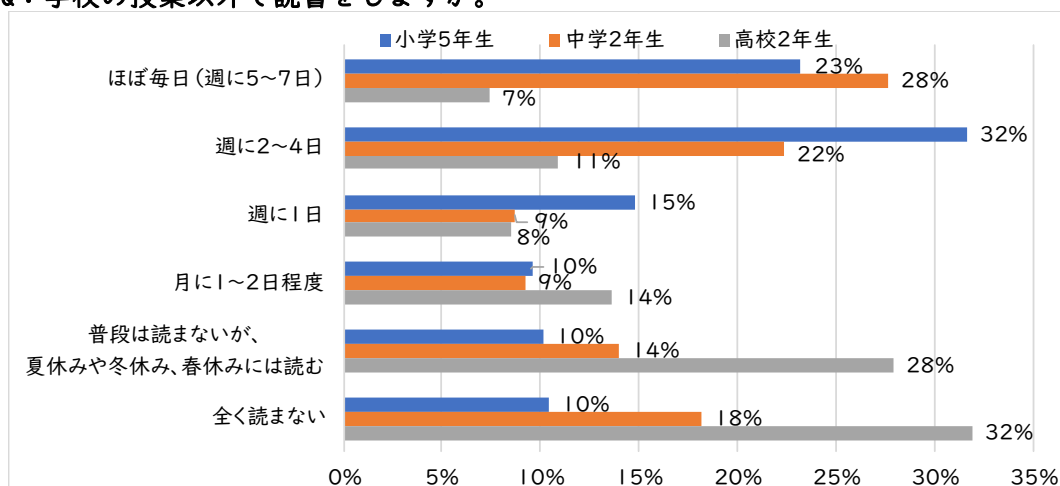
さらに、学校・図書館・地域が連携し、発達段階や子どもの特性に考慮しつつ、本に興味・関心を持つきっかけづくりや、本に親しむ時間がとれるような読書環境の整備を推進します。

Q：学校の授業以外に普段の日（月～金）に「全く読まない」と回答した割合。



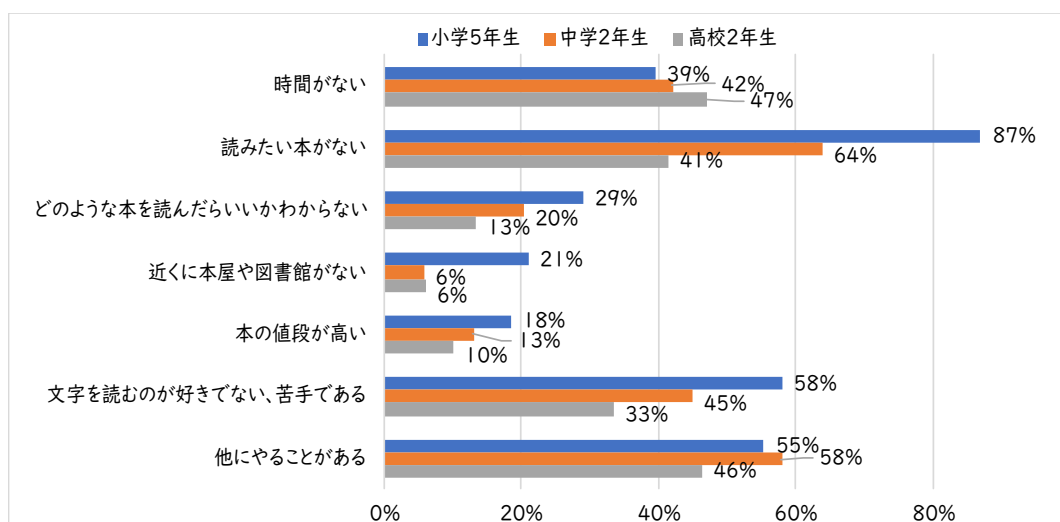
（「令和5年度全国学力・学習調査」による児童・生徒の読書状況）

Q：学校の授業以外で読書をしますか。



(徳島県教育委員会「子供の読書活動推進に関する調査」)

Q：全く読まないを選んだ人は、理由を教えてください。(複数選択可)



(徳島県教育委員会「子供の読書活動推進に関する調査」)

②読書活動の普及啓発に関する機会の減少

(i)友人同志で本を薦めあうなど、読書の関心を高める取組の充実

(ii)読書の魅力を発信するイベントの開催

成果指標の概要	基準値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R6)
P0Pコンテスト応募+ビブリオバトル発表 +高校生のための読み聞かせ講習会・実践会参加者数	1,115人	725人	1,200人
読書活動推進に関するイベントへの参加者数	9,689人 (5年間累計)	2,380人 (4年間累計)	10,000人 (5年間累計)

(徳島県立図書館「年報」・徳島県教育委員会「徳島県子どもの読書活動推進協議会」資料)

新型コロナウイルス感染症により、学校の臨時休業、図書館の臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限などが余儀なくされました。それに伴い、イベントは中止や延期、人数制限などの制約があり、これらの要因から、イベント参加人数は前回の調

査を下回りました。

新型コロナウイルス5類移行後は、イベント参加人数も、コロナ前に戻りつつあります。第5次推進計画では、引き続き、絵本・児童文学作家等を招いての講演会や読み聞かせ等のイベントを開催するとともに、ホームページやSNS、チラシなどを活用した情報発信を工夫して、子どもの読書活動推進に関連するイベントへの関心を高めて参加人数を増やすなど、読書の啓発活動に取り組めます。

さらに、読書の裾野を広げ、子どもたちの読書の機会を増やすため、子どもの意見をイベントの内容に反映させることや、多様な家庭状況への配慮など、新たな視点を加えた取組を推進します。

③多様な子どもたちの読書機会の確保に対する取組

第4次推進計画では、県教育委員会、県立図書館、関連機関が連携し、障がいの種別やその程度、言語の違い、長期にわたる病気療養、家庭の貧困等、多様な背景のある子どもの読書活動の充実に向けた支援体制や環境の整備が推進施策に掲げられています。

県では、国の「読書バリアフリー法」(R元)の施行を受け、「徳島県読書バリアフリー推進計画」(R3)を策定しました。それに基づき、県教育委員会では関係機関と連携して読書バリアフリー推進事業に取り組むとともに、県立図書館では、読書バリアフリーの環境づくりに必要な資料や機器、サービスの整備に取り組んでいます。市町村の公立図書館においても、バリアフリー図書や読書支援機器の設置や、サピエ図書館※会員の登録が行われています。

また、県立図書館や市町村の公立図書館では、外国語で書かれた書籍の収集や、英語の利用案内の作成も行われています。加えて、県教育委員会では、寄贈された本をこども食堂に循環させる仕組みの構築にも取り組んでいます。

県においては、多様な子どもに最適な読書環境を提供するという視点に基づき、取組をさらに強化していく必要があります。そのためには、市町村や各学校・園、地域の関係団体の理解と協力、普及・啓発のための連携が求められます。

第5次推進計画では、多様な子どもたちの読書機会の充実に向けた施策を、関係機関と連携・協力しながら推進します。

※サピエ図書館は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約80万件)。

7 第5次推進計画の体系

基本方針Ⅰ：子どもの読書習慣の形成に向けた取組の促進

【推進項目1】 発達段階に応じた取組の充実

- ・施策の方向性① 乳幼児期、就学前の子どもに対する読書活動の推進
- ・施策の方向性② 小学生及び中学生に対する読書活動の推進
- ・施策の方向性③ 高校生等に対する読書活動の推進
- ・施策の方向性④ 家庭における読書活動の啓発

【推進項目2】 学校図書館・図書室を中心とした読書活動の充実

- ・施策の方向性① 学校図書館の図書資料充実と人的配置の促進
- ・施策の方向性② 図書館との連携や学校図書館運営を支援する地域人材育成の推進
- ・施策の方向性③ 探究的な学習等での図書館の活用促進

基本方針Ⅱ：子どもの視点に立った読書活動の充実

【推進項目1】 子どもの自発的な読書活動の支援

- ・施策の方向性① 学校図書館の運営への子どもの主体的参画の推進
- ・施策の方向性② 多様な背景を持つ子どものための読書機会の充実
- ・施策の方向性③ 図書館における子どもの多様な学習機会の提供

【推進項目2】 子どもの読書への関心を高める取組の充実

- ・施策の方向性① 図書館における子どもの意見を反映した取組の充実
- ・施策の方向性② 地域や図書館における読書の魅力を発信するイベントの開催
- ・施策の方向性③ 優れた取組の奨励と効果的な手法の共有

基本方針Ⅲ：子どもの学びを支える読書環境の整備と連携体制の構築

【推進項目1】 子どもの読書活動を支えるための図書館の整備と連携の促進

- ・施策の方向性① 県立図書館における「子どもの本の資料センター」的機能の充実
- ・施策の方向性② 県立図書館を中核とする「とくしまネットワーク図書館」の充実
- ・施策の方向性③ 電子書籍閲覧サービスの充実
- ・施策の方向性④ アクセシブルな書籍の充実と利用のための支援

【推進項目2】 地域における子どもの読書活動を支える連携体制の構築

- ・施策の方向性① 市町村における子どもの読書活動推進計画の策定及び周知
- ・施策の方向性② 地域学校協働活動による読書活動の推進
- ・施策の方向性③ 様々な居場所における読書環境の充実

第2章 「子どもの読書活動」推進のための方策

基本方針Ⅰ 子どもの読書習慣の形成に向けた取組の促進

【推進項目Ⅰ】 発達段階に応じた取組の充実

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

一方、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況をふまえ、乳幼児期からの切れ目ない個別最適な読書活動の推進をめざす必要があります。

また、多様な子どもの読書活動を支援する上で、子どもの個々の発達段階や状況に応じて、紙媒体や電子媒体等を選択できる環境整備も望まれます。

読書能力の発達段階とその特徴

《幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）》

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

《小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）》

低学年：本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年：最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年：本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

《中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）》

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

《高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）》

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

（文部科学省 平成30年3月「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」）

施策の方向性① 乳幼児期、就学前の子どもに対する読書活動の推進

(1)ブックスタート事業、家読(うちどく)の普及と啓発

県内の多くの市町村においては、保健福祉機関や公立図書館等と連携したブックスタート事業が実施されています。乳幼児健診などの機会に「家庭での読書活動の重要性」について伝えるとともに、市町村のブックスタート事業の紹介を行うなどして、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読(うちどく)」の推進に努めます。

(2)幼稚園・認定こども園・保育所における読み聞かせの実施

乳幼児期は、絵本や物語の読み聞かせなどを通して、新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われています。県内の幼稚園・認定子ども園・保育所では、読み聞かせを行い、乳幼児が様々な絵本や物語に親しむ機会を増やすことに取り組んでいます。市町村教育委員会や関係機関に対し、地域学校協働活動^{*8}による読み聞かせの事例を紹介するなどして、保護者や地域のボランティアとの連携による読み聞かせの実施を推進します。

(3)読書に親しむ環境の整備と充実

幼稚園・認定こども園・保育所においては、乳幼児の興味に合わせた絵本の展示などが行われています。地域における図書館の団体貸出や図書配送サービスの積極的な活用や、保護者や地域のボランティアによる連携・協力が行われている事例を紹介するなどして、読書に親しむ環境整備の推進に努めます。

施策の方向性② 小学生及び中学生に対する読書活動の推進

(1)授業における読書活動の推進

小・中学校では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。そこで、児童生徒が本に触れ、読書への興味を持つことができるよう、全ての教職員が読書活動への理解を深め、学校図書館や学級文庫を計画的に利活用することをより一層推奨します。

(2)一斉読書(朝の読書活動)の推奨

県内の多くの小・中学校では、朝の始業時間の前に一斉読書として「朝の読書」を行っています。学級文庫や図書館の本、持参した本など、各自が選んだ本を読んだり、定期的にボランティアによる読み聞かせを実施しています。また、アンケート(児童生徒)での「どうすればあなたや友だちがもっと読書をすると思いますか」の回答には、小・中学校の児童生徒とも、「読書をする時間を学校で増

やす」が5割～7割と最も多くなっています。学校において読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要であり、本を読む機会としての朝の読書活動を推奨します。

施策の方向性③ 高校生等に対する読書活動の推進

(1)読書会やブックリストの活用

アンケート（児童生徒）「あなたは図書室を利用しますか」「中学校の時に比べて、読書をするが増えましたか」の質問では、高校生の肯定的な回答がいずれも小・中学生より低いことから、学校種間の移行に伴い、読書をする機会が減少していると推察されます。

特に、高校生の不読率の高さは喫緊の課題となっていますが、アンケート（児童生徒）では、高校生の約7割が「読書が好き」、「どちらかといえば好き」と回答しており、さらに、本を読まない理由については、「時間がない」、「他にやることがある」、「読みたい本がない」が高い割合を占めています。

このため、ホームルーム活動において味見読書※やビブリオバトル*⁹を実施するなど、学校での協働的な読書活動を推奨するとともに、大学生・高校生が同世代に本を紹介したブックリストを活用するなど、同世代からの働きかけを通じた読書推進に取り組めます。

※味見読書とは、グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

(2)電子書籍の利用促進

県立図書館から「電子書籍閲覧サービス」のIDが県立学校の児童生徒に付与されており、一部の公立図書館では、電子図書館も開設されています。

アンケート（児童生徒）では、「電子書籍をよく読む」「両方読むが、電子書籍が多い」と回答した高校生は約3割でしたが、スマートフォンで電子書籍を活用するなど、電子書籍が身近な存在になっている様子がうかがえます。

様々な媒体・手法を活用した読書推進のために、県立図書館と県教育委員会が連携し、教職員や児童生徒を対象に、1人1台端末のICT環境による「電子書籍閲覧サービス」についての案内や活用に関する研修会に取り組んでいきます。

(3)個別最適な読書活動の充実

特別支援学校はもちろん、すべての学校において、アクセシブルな図書や、外国語による図書、拡大読書器の整備など、合理的配慮の義務化に基づき、児童生徒の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書資料の整備を推奨し、障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもの読書活動の充実を図ります。

また、学校図書館相互や公立図書館、社会福祉事業団、多言語での読み聞かせボランティアとの連携を促し、周囲への理解・啓発に努め、学校の多様な読書ニーズに対応できる環境整備を推進します。

施策の方向性④ 家庭における読書活動の啓発

(1)「子ども読書の日^{*10}」・「こどもの読書週間^{*11}」におけるイベントの周知

公立図書館では、「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」に合わせて、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるイベントを実施しています。公立図書館と連携し、様々な広報媒体を活用してイベントの周知に努め、保護者に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、家庭における読書活動の社会的気運の醸成を図ります。

(2)保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施

子どもの読書活動については、家庭が大きな役割を担っています。アンケート（保護者）によると、8割以上の保護者が、子どもに絵本や本を読んだことがあると回答しており、多くの保護者が読み聞かせの重要性を認識していると推察されます。絵本の読み聞かせや自発的な読書習慣の形成に必要な保護者の関わり方等を学べる「とくしま親なびプログラム^{*12}」を保育所・こども園・幼稚園・学校に案内し、PTA研修会、保護者説明会等を活用した家庭における読書活動推進に関する講座の実施を推奨します。

取組事例紹介

☆ブックスタート事業

ブックスタートは、赤ちゃんとその保護者の方に、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、心がふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。

鳴門市では、市内に住むすべての赤ちゃんを対象に、絵本を配布しています。また、令和3年4月1日以降に鳴門市で出生した赤ちゃんの保護者に対しては、赤ちゃんの名入りがされたオリジナル知育絵本を贈っています。

牟岐町立図書館では、ブックスタートに加えてセカンドブックと称して小学1年生に夏休みの課題図書を贈呈し、読みたい本を子どもが自発的に選べるよう支援しています。さらに、サードブックとして、中学1年生にも同様に課題図書を贈呈し、切れ目なく読書環境を整えています。



鳴門市のブックスタート事業



牟岐町立図書館セカンドブック贈呈

☆地域の読書団体による読み聞かせ

つるぎ町たまゆら友の会は、絵本を人の声で読み聞かせることで、子どもの心情に深く訴え、子どもの心を豊かにすることを目的に、小学校には月1回、中学校に月に1～2回、始業時間前に読み聞かせを行っています。

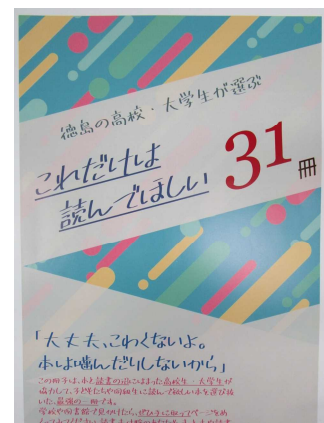
子どもたちは、たまゆら友の会の訪問を楽しみにしており、回を重ねるごとに、会員と子どもたちとのコミュニケーションが深められています。たまゆら友の会の活動は、子どもたちの聴く力や深く考える力、読書に対する意欲等の向上につながっています。



中学校での読み聞かせ

☆高校生・大学生が選ぶブックリスト

県教委では、「高校生・大学生ブックリスト作成プロジェクト」を実施し、「徳島の高校・大学生が選ぶ これだけは読んでほしい31冊」と題したブックリストを作成しました。ブックリストには、様々なテーマに基づく選書が行われており、高校生や大学生による書評も掲載されています。作成したブックリストは、高校や大学等、公立図書館に掲示され、同世代からの働きかけによる読書推進をもたらすことが期待されます。



ブックリスト

☆電子書籍閲覧サービス

県立図書館では、県教育委員会と連携し、「電子書籍閲覧サービス」のIDを県立学校の児童生徒や教職員に向けて付与しています。

このサービスを利用して、自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って「事典や図鑑等の電子書籍」を、どこでも、好きな時に閲覧できます。



徳島県立図書館電子書籍閲覧サービス

【推進項目2】 学校図書館・図書室を中心とした読書活動の充実

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能をはじめ、児童生徒の学習活動への支援や、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」であるとともに、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能も有しています。

加えて、「子どもたちの居場所」として、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を支援し、学校図書館の機能を発揮できるよう、学校図書館図書標準に沿った図書の整備及び、学校図書館業務を担う学校司書の配置が求められます。

さらに、1人1台端末の整備が進められる中、児童生徒が端末を用いた学校図書館の活用を可能とする学校図書館のICT化の推進も進めていく必要があります。

施策の方向性① 学校図書館の図書資料充実と人的配置の促進

(1) 学校図書館の計画的な整備

義務教育段階を対象とした学校図書館図書標準の県内の達成率（文部科学省令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」）は小学校75.8%、中学校58.2%であり、平成27年度と比較すると向上傾向となっています。児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、児童生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じた図書の廃棄や更新、また、複数紙の新聞配備や、授業での活用を推奨します。

また、正確な蔵書管理と貸出状況の確認や、資料検索の負担軽減が図られるよう学校図書館目録のデータベース化を推奨します。

(2) 学校司書の配置促進

県内の学校司書の配置状況については、公立高校においては100%と全国平均を上回っていますが、公立小・中学校の状況については依然全国平均を下回っています。学校図書館の機能が十分発揮できるよう、学校司書の配置促進に向け、県教委による市町村教育委員会訪問などを通じ、その必要性について共通理解を図ります。

(3) 本を手にとりたくなる魅力的な学校図書館

児童生徒が行きたくなる、居心地が良い学校図書館には、書架の配置やレイアウトの工夫など、児童生徒の心をつかむ多種多様な取組が行われています。学校司書や司書教諭、図書委員会によるビブリオバトルやブックトーク、ペア読書^{*13}などの取組や季節ごとのイベントなども、普段本を読まない児童生徒が学校図書館を訪れるきっかけとなることから、先進的な取組事例を共有し、普及・啓発を図ります。

施策の方向性②	図書館との連携や学校図書館運営を支援する地域人材育成の推進
---------	-------------------------------

(1)公立図書館の学校支援の活用

アンケート（児童生徒）では、「学校の授業以外で本を全く読まない理由」の回答として、「読みたい本がない」が多く挙げられました。このことから、子どもたちの多様な興味・関心に応える図書資料の整備が、読書への関心を高めるために大変重要であると推察されます。学校図書館運営における公立図書館職員との連携・協力や、公立図書館の団体貸出や配本サービスを活用した取組事例について情報提供を行うなどして、子どもたちが様々な本を手にとりやすい読書環境整備の支援に努めます。

(2)学校図書館業務を支援する人材の育成

学校図書館でいつでも読書と調べ学習ができるよう、学校図書館業務を支援する地域人材と学校との連携を促進します。学校図書館業務の支援や地域の子どもの読書活動の促進に携わる人材の育成を図るため、書架整理や選書、図書資料の修理等、図書に関する知識や技術を習得できる講座を実施します。

施策の方向性③	探究的な学習等での図書館の活用促進
---------	-------------------

(1)児童生徒の探究的な学習の支援

担任や司書教諭、学校司書が中心となり、児童生徒の探究的な学習を支援するため、学校図書館のオリエンテーションや利用指導を通じ、情報の探し方・資料の使い方を児童生徒に教えていきます。また、様々な資料を活用し、課題を発見する力をのばすために、公立図書館の利用を促します。

(2)授業における学校図書館・公立図書館の活用促進

アンケート（学校）からは、教科指導や「総合的な学習（探究）の時間」や「課題研究」における学校図書館や公立図書館との連携について、学校間での取組の違いが見られました。研修会等で、学校図書館及び公立図書館の効果的な活用や、教科書に関連する図書の整備や図書館職員による支援などの事例を紹介し、授業における図書館の活用促進を図ります。

取組事例紹介

☆市立図書館コーナー

鴨島小学校の図書室は、市立図書館コーナーを設置し、市立図書館で人気の本や、図書室には所蔵していないジャンルの本を100冊あまり設置しています。市立図書館の図書館司書の方が、児童のニーズに合った本の入れ替えを定期的に行っています。さらに、図書委員会の児童が図書館司書の方と一緒に、図書室に飾り付けも行っています。「むしのほん」「あそびのほん」など、低学年の児童にも分かりやすいことばで表示された見出しを作成し、子どもたちが本を探しやすくなりました。

このコーナーの本は貸し出しをしていないため、市立図書館に行って予約をする児童もあり、学校と市立図書館をつなぐ場になっています。



図書館司書の方と一緒に図書室の飾り付け



図書室の市立図書館コーナー

☆学校図書館目録のデータベース化

図書館目録を整備し、蔵書のデータベース化を図ると、貸出・返却にかかる時間が5分の1ほどに減少するとされています。

資料検索なども簡単にスピーディーに行えるようになるため、調べ学習への負担も軽減します。全ての本にバーコードを貼付しデータベースで管理できるため、正確な蔵書管理と貸出状況の確認が可能になります。



蔵書のデータベース化の導入

☆図書委員と大学生による味見読書会

国府中学校では、令和5年度の四国地区学校図書館研究大会の研究の具体的実践として、図書委員と大学生による味見読書会が行われました。

味見読書は、用意された本から1人1冊の好きな本を選び、5分間という短い時間で本を読む読書法です。読書会では、5分間の読書を4回行った後、最後に各自3分間読んだ本を紹介しあうブックトークが実践されました。

異なる世代である大学生が選書した本の中から選ぶことにより、難しそうな本にチャレンジする生徒や普段読まない分野の本を手にとる生徒もあり、新たな本との出会いが見受けられました。また、ブックトークでは、読書経験が豊富な大学生との対話を通して、本の内容についての深い話が行われました。

研究後も、図書委員を中心として、クラスや学年に味見読書会を広げていくことが計画されています。



味見読書



ブックトーク

☆学校図書館を活用した授業づくりの研修会

撫養小学校では、司書教諭と図書館サポーターによる「学校図書館を活用した授業づくり」の研修会が行われました。「百科事典をつかってみよう」をテーマとする学習指導案に基づき、実際に児童と同じように百科事典を使う調べ学習やグループワークを体験しました。

国語や「総合的な学習の時間」において、学校図書館との連携が図られています。図書館サポーターによる教科指導や調べ学習に必要な文献・資料の取り寄せ、百科事典を使った授業の体験なども行われており、学校図書館の教員サポート機能が発揮されています。



百科事典を使った授業体験

基本方針Ⅱ 子どもの視点に立った読書活動の充実

【推進項目Ⅰ】 子どもの自発的な読書活動の支援

不読率の改善のためには、子どもが主体的に読書に興味・関心を持ち、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の形成に向け、家庭や学校、図書館等、社会全体で取り組むことが重要です。

また、読書活動の推進に当たっては、子どもの意見を聴く機会を設け、その意見を取組に反映させ、子どもが好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で読書活動が行えるようにするなど、子どもの視点に立った読書活動を行うことが望まれます。

さらには、全ての子どもたちが本に接することができるよう、子どもの特性や家庭状況等を踏まえ、それらに対応した取組を学校や図書館、関係機関等が連携して行うなど、多様な子どもたちの読書機会の確保が必要です。

施策の方向性① 学校図書館の運営への子どもの主体的参画の推進

(1) 図書委員会活動の活性化

アンケート(学校)では、大半の学校が「学校図書館の活用促進に関して、子どもの意見やアイデアを生かした取組を実施している」と回答しています。引き続き、学校に対して、「図書だより」の発行やブックリストの作成、図書の貸出し業務などの児童生徒の主体的な取組を促します。

また、児童生徒の意見を反映させた新しい図書購入の選書会、本のPOP作成、イベントの実施や、図書委員が主体となり、ホームルーム活動などでビブリオバトルや味見読書会等に取り組む学校の先進事例の横展開を行い、図書委員会活動の活性化による子どもたちの読書への関心を高める機会の創出を図ります。

(2) 図書委員・図書担当者の研修会

学校図書館協議会高校部会では、県立図書館や大学などの教育機関と連携し、各校の図書委員同士が交流し、研修成果を自校の図書委員会活動に役立てることを目的に、図書委員研修会を実施しています。

校種ごとの図書担当教職員研修会などにおける、先進校の取組の共有や、各学校の図書委員会の活動の報告会、読書推進についての意見交換会を通じ、学校における図書委員会の活性化を支援します。

施策の方向性② 多様な背景を持つ子どものための読書機会の充実

(1) 公立図書館への来館が困難な子どもへの支援

県内の多くの公立図書館では、図書館から離れた地域に住む子どもや、家庭の事情や障がいなどにより図書館への来館が困難な子ども・保護者に対して、移動図書館や宅配サービスが行われています。さらに、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、読書支援機器やバリアフリー図書の貸出、サピエ図書館等のインターネットサービスの案内に対応している公立図書館も増加しています。県教委では各学校や市町村教委と連携・協力を図り、潜在ニーズを持つ子どもやその家族が、公立図書館の有用なサービスを受けられるよう、必要な情報の発信に努めます。

(2) 日本語を母語としない子どもへの支援

県立図書館では、やさしい日本語や英語を用いた「図書館利用案内」の作成や、外国語図書（児童向け）約5,200冊の整備、「英語のおはなし会」の拡充などに取り組んでいます。引き続き、日本語を母語としない子どもの読書活動のために、外国語図書（児童）の収集に取り組めます。

また、県教委では、やさしい日本語で書かれた本や日本語学習教材などの関連書籍を、TOPIA（公益財団法人徳島県国際交流協会）及び県立総合教育センターにおいて整備・貸出することにより、読書活動に必要な日本語学習支援に努めます。

施策の方向性③ 図書館における子どもの多様な学習機会の提供

(1) 子どもの読書と学びを支える環境の活用

図書館には、専門的な書籍から児童書に至るまで幅広い資料が収集され提供されています。施設における工夫された座席や空間は、子どもや保護者にとって心地良い場所となり、本に触れるきっかけを生み出しています。そして、「読みたい、知りたい、学びたい」という子どもの意欲を高められる最適な場となっています。

小・中学校の中には、地元の図書館を訪問する学校もあり、図書館を利用したことのない子どもが、図書館を利用することにつながっています。教育委員会と公立図書館が連携を深め、学校の教育活動での図書館利用や子ども司書体験などの事例を紹介し、図書館利用の促進に努めます。

(2) 各種専門機関と共催した講座や展示の実施

図書館では、学校や大学等の教育機関、民間団体と共催して、多様な講座を実施するとともに、地域資源や歴史資料の展示を行っています。様々な情報を発信することで、子どもに新たな学びを提供し、自主的・自発的な学習活動を支援する役割を担っています。県内の公立図書館が連携し、出前講座や企画展などの子どもや保護者に向けた取組の周知に努めます。

取組事例紹介

☆子どものアイデアを生かした学校図書館

佐那河内小学校・中学校では、図書委員会の活動として、月ごとに、季節にあった内容やその時の話題、児童生徒の興味・関心等に合わせて図書室の展示を行っています。

図書担当者と図書委員会が中心となり、児童が普段あまり手に取らない図書にも目を向け、興味の幅を広げることができるように様々なテーマのもと、それに関わる図書の展示やイベントの企画に取り組んでいます。



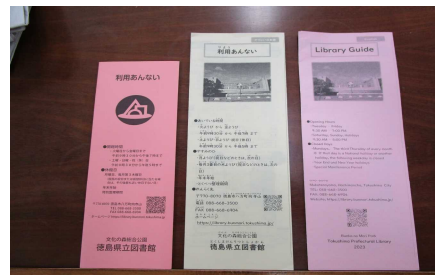
図書委員による貸出



読書に親しむ環境づくり

☆やさしい日本語や英語を用いた利用案内

県立図書館では、通常の利用案内とともに、英語および、やさしい日本語（外国人等にわかるように工夫された日本語）で書かれた利用案内を作成し、提供しています。利用案内は、徳島県立図書館カウンターで入手でき、日本語を母語としない人等の図書館利用を支援しています。



英語とやさしい日本語の利用案内

☆図書委員研修会

学校図書館協議会高校部会では、各校の図書委員同士が交流し、研修成果を自校の図書委員会活動に役立てることを目的に、図書委員研修会を実施しています。

夏季休業中に、県立図書館の職員が講師を務め、講義やワークショップ、意見交換会などを行います。また、お薦めの本を持参して、ビブリオバトルの講習と体験も行っています。



各校の図書委員がビブリオバトルを体験

【推進項目2】 子どもの読書への関心を高める取組の充実

子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感や満足感を得られた体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、大人になってからも、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。このような、読書活動の意義を踏まえれば、子どもたちが常に本に接し、本に関心を持ち続けられるようにすることが望まれます。

成長に伴い、他の活動への興味も高まり、相対的に本を読む時間が少なくなる子どもも見られることから、読書への関心を高められるような工夫や働きかけを行うことが求められます。

また、子どもの読書推進に取り組む関係者の意欲を高め、多くの人々に子どもの読書活動に対する関心と理解を深めるため、優れた取組の活動の奨励と、好事例の共有が重要です。

施策の方向性① 図書館における子どもの意見を反映した取組の充実

(1) 共同企画展示

県立図書館では、学校図書館協議会高校部会と連携し、共同企画展示を行っています。各学校の図書委員がテーマに沿った本を選び紹介するなどの生徒目線の展示が、同世代の本への関心を高めています。また、この取組は、図書委員が、司書から本のみせ方を学ぶ良い機会になっており、共同企画展の展示作品は、希望があった県立高校の学校図書館等でも展示されます。

多くの子どもに関心を持ってもらえるよう、生徒が主体となり、生徒目線の広報を行うなどして、企画展示の普及・啓発にも取り組みます。

(2) YAボランティア

図書館のYA（ヤングアダルト）※コーナーには、中・高校生に向けて、ライトノベルや小説をはじめ進路に関する本、学習に役立つ本がそろっています。さらに、一部の図書館では、YAボランティアを募集し、中・高校生が図書館業務の補助やおすすめ本POP作成、絵本の読み聞かせなどに取り組んでいます。

YAボランティアが中心となって行う展示やイベントは、若い世代から関心を寄せられ、本を手にとるきっかけとなっています。ボランティアを経験した生徒の感想には、「本を読んでもらうために色々工夫するのが楽しく、図書館で働きたい」「子どもに絵本の読み聞かせをしたい」などがあり、子どもの読書推進を担う人材の育成につながっています。

若い世代の読書活動を推進するため、YAコーナーの充実やYAボランティアについて

周知するとともに、中・高校生の読書ボランティア養成に取り組みます。

※YA（ヤングアダルト）は、およそ13歳から19歳頃までの世代。心理学と文学においては、対象とする年齢が若干異なる場合もある。

施策の方向性② 地域や図書館における読書の魅力を発信するイベントの開催

（1）おはなし会の開催

図書館では、定期的におはなし会が開催され、地域の読書団体による読み聞かせや紙芝居、パネルシアター^{*14}などが行われています。県立図書館では、通常のおはなし会に加えて「英語のおはなし会」、「赤ちゃんと楽しむおはなし会」等を開催し、乳幼児・児童の関心を高めています。今後も、乳幼児や児童、またその保護者に読書の楽しさを味わってもらえるよう、おはなし会の充実に取り組みます。

（2）講演会やイベントの開催

図書館では、絵本や本に由来する料理教室や、図書館の資料を使った調べ学習コンクールなど、本への関心を高めるような様々なイベントが実施されています。絵本作家や県にゆかりのある作家を招いた講演会や読書関連イベント、学校での学びを発揮する場として、ビブリオバトルや読書会などが行われています。公立図書館と教育委員会が連携し、内容について新たな視点を加えながら、継続的に読書の魅力を発信するイベント開催に取り組みます。

施策の方向性③ 優れた取組の奨励と効果的な手法の共有

（1）優れた取組の奨励

文部科学省において、「子どもの読書活動」の推進に関し、優れた取組などを行う学校・園・図書館・個人・団体を表彰・顕彰するとともに、徳島県読書振興大会（徳島県読書振興協議会主催）においても、優れた取組を行っている団体を表彰して、その活動については、ホームページ等で公開し、広く奨励します。

（2）効果的な手法の共有

表彰された取組や、先進的な事例などが関係者間で共有できるよう、研修会やホームページを活用し紹介します。さらに、文部科学省の「子ども読書の情報館^{*15}」や公立図書館のホームページ等について、ポータルサイト「徳島子供読書ネットワーク」に掲載し、周知に努めます。

具体的取組

☆ YA(ヤングアダルト) ボランティア活動

吉野川市立鴨島図書館では、中・高校生のYAボランティアが、返された本を棚に戻す作業や、おすすめ本のPOP作成、絵本の読み聞かせなどの活動に取り組んでいます。

YAボランティアの活動は、中・高校生が読みたい本の情報の把握につながります。さらに、HPやSNS等を活用した同世代に対しての効果的な情報発信になっています。



YA(ヤングアダルト) ボランティア活動

☆ 赤ちゃんとおはなし会

徳島県立図書館では、毎月第2木曜日に0～2歳の赤ちゃんと保護者を対象として「赤ちゃんとおはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせや手あそびを実施しています。

関連企画として、徳島県助産師会から派遣された助産師さんによる子育てについてのアドバイス・相談の会「助産師さんとはなそう！」もあわせて開催しており、参加した保護者の交流の場にもなっています。



赤ちゃんとおはなし会

☆ 子どもたちにすすめたい本のPOPコンテスト

県教委の事業として、「子どもたちにすすめる本のPOPコンテスト」を実施しています。コンテストを通して、子どもの読書への関心を高めることを目的としています。応募対象者は、県内の中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の生徒と大学生で、たくさんの応募をいただいています。こども食堂に訪れた子どもや保護者が本に触れるきっかけになるよう、作品の二次審査や優秀作品と本をセットにした展示を、こども食堂(クレール・ウッドアイビス)で行います。



徳島県庁でのPOP作品の展示



こども食堂での授賞式

基本方針Ⅲ

子どもの学びを支える読書環境の整備と連携体制の構築

【推進項目Ⅰ】

子どもの読書活動を支えるための図書館の整備と連携の促進

公立図書館は、子どもが豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。そして、保護者にとっても、子どもが読書に親しむきっかけを作ったり、子どもの読書について相談したりすることができる場所として、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。また、多様な人々が集まり様々な活動が行われ交流する場として、地域活動を支えています。

子どもが主体的な読書活動を行えるよう、図書館においては、これまでのサービスを更に充実させるとともに、子どもの意見を取り入れたコーナーの設置や、どこに住んでいても好きな本を手に取り、必要な資料を調べたりできるシステムなど、子どもの視点に立った読書環境の整備が重要です。

また、利便性やサービスの効率化の観点からの非来館型サービスの推進や、障がいの有無にかかわらず読書を楽しむことができる環境の整備と支援について推進していくことも重要です。あわせて、図書館、社会福祉事業団などの関係機関や学校との連携体制の構築を進めていくことも必要です。

施策の方向性①

県立図書館における「子どもの本の資料センター」的機能の充実

(1)子どもの本コーナーの充実

県立図書館では、絵本・童話をはじめ、調べ学習用の事典やヤングアダルト向けの本、さらには児童書や児童文学者の研究書まで、20万点に上る子どもの本を網羅的に収集しています。今後も、子どもが楽しむことはもちろん、保護者や図書館・教育関係者などにも役立つ、「子どもの本の資料センター」としての機能の一層の拡充に努めます。

(2)多様な資料収集と紹介

県立図書館では、新たな読書テーマの発見につながる提案を行うために、パスファインダー（調べ方を説明したリーフレット）の作成や、資料展示を行っています。

今後も、子どもや保護者、学校に向けて、豊富で多岐にわたる内容の蔵書を紹介するとともに、図書・雑誌、視聴覚資料、電子書籍といった様々な資料の収集・提供に努めます。

施策の方向性②	県立図書館を中核とする「とくしまネットワーク図書館」の充実
---------	-------------------------------

(1) ネットワークの拡充による読書支援

とくしまネットワーク図書館システムの運用により、県内の公立図書館や大学図書館などの蔵書をまとめて検索できる横断検索や、インターネットで県内の市町村立図書館等へ県立図書館所蔵の資料の取り寄せ依頼が行えるようになっていました。また、令和4年度のシステムの更改により、インターネット上での利用者登録が完了するシステムや、スマートフォンにバーコードを表示させ、貸出カードの代わりに利用できる仕組みも導入しました。

県立図書館では県内公立図書館と連携を図り、ホームページなどでサービスの普及・啓発を図り、利用の促進に努めます。

施策の方向性③	電子書籍閲覧サービスの充実
---------	---------------

(1) 電子書籍コンテンツの活用

県立図書館では、平成29年度より、学術書・専門書を中心に民間の図書館向け電子書籍閲覧サービスを利用して電子書籍を提供しており、好きな時間に資料にアクセスして閲覧できます。図書館内でのみ閲覧していた事典類なども、自宅や学校で利用できることとなり、調べ学習等に役立っています。

また、県立図書館から県立学校の児童生徒に「電子書籍閲覧サービス」のIDを付与するとともに、県立図書館から市町村の公立図書館に割り振られたIDについても、申請があった地域の小中学校へ付与されており、1人1台端末のICT環境のもとで、電子書籍は児童生徒にとって身近な存在になっています。

県立図書館と県教委では、各学校図書館担当者と連携・協力し、新着図書案内のQRコードを各学校の「図書館だより」に掲載することを推奨するとともに、探究的な学習でのサービス活用を呼びかけるなどして、児童生徒の電子書籍閲覧サービスの利用促進に向けた取組を推進します。

施策の方向性④	アクセシブルな書籍の充実と利用のための支援
---------	-----------------------

(1) 視覚障がい者等が利用しやすい図書の充実

市町村や公立図書館では、「読書バリアフリー法」「徳島県読書バリアフリー推進計画」に基づき、視覚障がい者等のニーズに対応できるよう、所蔵するアクセシブルな書籍（バリアフリー図書）の拡充を進めています。

県立図書館では、障がいの有無にかかわらず子どもが読書活動を行えるよう、大活字本や録音図書などの収集や、来館が困難な障がい者への郵送サービスなどを行っています。今後も、アクセシブルな書籍の一層の充実を図るとともに、資料や読書支援機器などが十分に活用されるよう、誰もがわかりやすい館内表示や、バリアフリー図書の紹介コーナーの設置を推進します。

(2) バリアフリー図書セットの貸出

県教委では、関係機関と連携し、障がいの有無にかかわらず、全ての方に広く読書バリアフリーについて知っていただき、利用を広げるため、点字図書、デージー図書、マルチメディアデージー図書、デージー再生機等をセットにした「バリアフリー図書セット」の整備・貸出を行っています。あわせて、公立図書館や学校に向け、読書バリアフリーに関する研修会や啓発ポスター・チラシで貸出について案内するとともに、バリアフリー図書セットを活用した事例の普及・啓発を推進します。

取組事例紹介

☆パスファインダーの提供

「パスファインダー」とは、あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたものです。図書館で提供できる資料を主に関連資料・情報の紹介をしています。県立図書館では、印刷したものが館内で配布されているほか、ホームページからも、パスファインダーをダウンロードすることができます。

また、子どもが読みたい本や調べたい資料についての相談にも対応し、より多くの本や文献に出会えるよう手厚い支援を行っています。



パスファインダー

☆バリアフリー図書コーナー

県立図書館の「子どもの本コーナー」には、すべての子どもたちが、自分に合ったかたちで読書を楽しむことができるよう、「よみかたいろいろバリアフリー」を設置し、マルチメディアデージー・デージー図書等を配架しています。

※アクセシブルな書籍（バリアフリー図書）については、
P2を参照



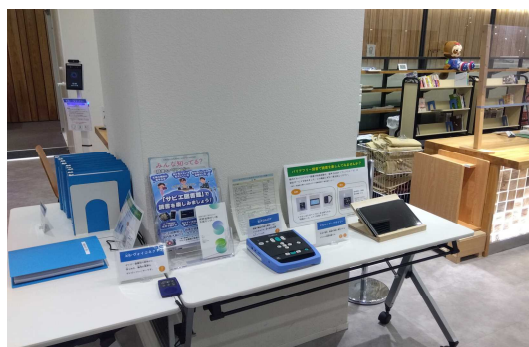
バリアフリー図書コーナー

☆バリアフリー図書セットの活用

県教委の読書バリアフリー推進事業では、公立図書館や学校図書館、特別支援学校、大学などの教育機関を対象に、バリアフリー図書セットの貸出を行っています。

貸出の時には、徳島県立障がい者交流プラザ視聴覚障がい者支援センターの職員が、使い方などの説明を行っています。

公立図書館や学校図書館での展示、学校での人権や福祉をテーマにした学習、バリアフリー図書体験などに活用されています。



美馬市立図書館での展示・貸出案内



高校生によるバリアフリー図書体験会

【推進項目2】 地域における子どもの読書活動を支える連携体制の構築

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等、社会全体で読書を推進する取組を進めることが重要です。

市町村では、教育委員会のみならず、福祉部局等との連携に加え、学校、図書館、関係機関の連携、協力による、横断的な取組が行われるような体制の整備を進めることが望めます。さらに、国の基本計画や県の推進計画の内容の見直しの状況を踏まえながら、子どもの読書活動推進計画を策定し、地域住民に周知することが重要です。

県においても、市町村と同様に、子どもの読書活動を一層推進するため、関係者との連携体制を構築し、全ての子どもたちの読書活動の推進に向け、多様な子どもたちの読書機会の確保や、地域における人的資源の共有、子どもの読書活動を支える人材の育成など関連施策の実施が必要です。

施策の方向性① 市町村における子どもの読書活動推進計画の策定及び周知

(1) 市町村における「子どもの読書活動計画」の周知

徳島県では、令和5年度までに、全ての市町村に「子どもの読書活動推進計画」が策定されており、計画に基づいた読書推進の施策が、所管する園や学校、図書館などで進められています。

子どもの読書活動推進、市町村が策定した「子どもの読書活動推進計画」についてホームページ等で周知し、地域住民の理解促進を支援します。

(2) 次期「子どもの読書活動推進計画」の策定

各市町村においては、国の基本計画や県の推進計画の内容に基づき、計画内容の検討や成果指標の見直しを行い、計画期間満了を迎える市町村は、計画期間中の成果と課題の検証を行い、次期計画の策定（改定）を進めています。

県教委では、第5次推進計画の周知や先進事例の情報提供を行い、各地域の実情を踏まえた計画の策定を支援します。

施策の方向性② 地域学校協働活動による読書活動の促進

(1) 放課後子供教室^{*16}での読み聞かせ

放課後子供教室や放課後児童クラブ^{*17}では、保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性について記載した「クラブだより」の配布や、地域の読書ボランティアと連携した継続的な読み聞かせなど、子どもの読書活動を支える取組も行われています。

地域のボランティアや読書活動に関して専門的知識を持つ人など、多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ機会の確保に取り組む先進事例の紹介に努め、放課後の子どもたちの読書活動を支援する活動の普及・啓発に努めます。

(2) 地域ぐるみの子どもの読書活動の推進

地域のボランティアによる読み聞かせや、地域学校協働本部による学校図書館を支援する活動の普及・啓発に努めます。また、学校図書館業務の支援や地域の読書推進に携わる人材育成を目的とする「図書館サポーター養成講座」を実施し、地域ぐるみの子どもの読書活動推進の取組を推進します。

施策の方向性③ 様々な居場所における読書環境の充実

(1) 「街角ライブラリー」による子どもの読書活動の支援

学校に通えていない子どもは、学校図書館を利用することが難しいと考えられます。さらに、貧困や様々な事情により家庭の読書環境が十分ではない子どもの存在も危惧されています。フリースクールや児童館への配本を行い、それらの施設に通う子どもが身近に本を手にとることができる環境づくりに取り組んでいる公立図書館もあります。

県教委では、NPO団体「まちライブラリーとくしま・ビブリオラボとくしま」と協力して、寄贈された図書を子ども食堂に貸出・循環させる取組を行っています。今後は、寄贈本を希望する団体への循環を拡大させ、子どもの主体的な読書活動を支える環境の整備に努めます。

(2) 高校生の読み聞かせボランティア養成講座

読み聞かせの知識と技術を習得するために、地域の読み聞かせ団体を講師に招き実施してきた、「高校生のための読み聞かせ講習会」を、より実践につなぐことができるよう、ボランティアについての学びも加えた「高校生の読み聞かせボランティア養成講座」に、ブラッシュアップします。

講座を受講した高校生を中心に、こども食堂や児童養護施設での読み聞かせを実施し、経済状況や家庭事情により読書習慣の確立が困難な子どもの支援につなげます。

取組事例紹介

☆図書館サポーター養成講座

県教委では、令和2年度から学校図書館業務の支援や地域の読書推進に携わる人材の育成を目的とした「図書館サポーター養成講座」を行っています。

大学教授や公立図書館館長、現役図書館サポーターによる「児童生徒が生き生きとする図書館づくり」「図書館整備の方法」などをテーマとする講義や実習を通して、学校図書館の運営や子どもの読書推進についての知識や技術を学びます。

また、小・中学校での現地研修会も行います。



講義の様子

☆放課後子供教室での取組

板野町放課後子供教室「南っこ」では、活動の中で子どもの読書への関心を高める取組を行っています。

学校図書室を活用して、地域の読み聞かせ団体や図書館サポーターなどが協力して、読み聞かせや、アニメーション※、本探しゲームなどを実施しています。子供教室での活動が、子どもの読書活動の場としての機能を発揮しています。



図書室での本探しゲーム

※アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の1つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すための行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

☆街角ライブラリー

経済状況や家庭環境等により、読書の機会が少ない子どもの支援として、県教委では、NPO団体「まちライブラリー・ビブリオラボとくしま」とともに、こども食堂や街中の飲食店等に「街角ライブラリー」を設置し、寄贈本を貸出図書として循環させる仕組みを作っています。

全ての子どもが本に興味を持つきっかけをつくり、読書に親しむことができる環境や居場所づくりを支援します。



飲食店に街角ライブラリーを設置

☆高校生のための読み聞かせ講習会・実践会

県教委では、毎年夏季休業中に、県内の社会教育施設等において、高校生対象の読み聞かせ講習会を開催しています。講師は、地域で活動する読書団体が務め、参加した高校生は、読み聞かせに必要な知識や技術を学びます。受講後は、近隣のこども園・小学校や図書館で読み聞かせを実践しています。

今後は、実践の場として、子ども食堂や児童養護施設での読み聞かせなどにも取り組み、地域の読書活動を担う人材の育成の機会として、講習会をブラッシュアップします。



読み聞かせを体験

成果指標一覧

基本方針	推進項目	成 果 指 標	
I	1	子どもの読書活動推進のための多様な取組を行っている学校の割合	
		令和5年度実績 子どもの読書活動推進のための取組を3つ以上行っている学校の割合 公立学校…93.9% 指標の説明 学校が丸となり読書に対する関心を高め、子どもの読書の機会を増やすために、この指標を設定。	令和10年度目標 子どもの読書活動推進のための取組を3つ以上行っている学校の割合 公立学校…100% 得られる成果 乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促し、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような基礎を身に付けるとともに、不読率の改善につなげる。
	2	公立小・中学校の学校司書の配置状況	
II	1	令和5年度実績 公立小・中学校（市町村立）における学校司書を配置する市町村数 2市1町（全24市町村） 指標の説明 学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、学校図書館への人的整備の拡充を図るため、この指標を設定。	令和10年度目標 公立小・中学校（市町村立）における学校司書を配置する市町村数 6市町村以上 得られる成果 学校司書の適切な配置により、よりよい図書の購入、図書館の環境整備、子どもの読書活動の充実につなげることができる。
		読書活動推進のため、児童・生徒の意見やアイデアを生かした取組の実施	
II	1	令和5年度実績 学校図書館（図書室）の活用促進で、読書活動推進のために児童・生徒の意見を聞く機会を作っている。 公立学校…81.1% 指標の説明 子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な意見を取組に反映させられるよう、この指標を設定。	令和10年度目標 学校図書館（図書室）の活用促進で、読書活動推進のために児童・生徒の意見を聞く機会を作っている。 公立学校…100% 得られる成果 図書委員会活動の活性化や、子どもの意見を反映させた読書活動推進の取組が促され、子どもの読書への関心が高まる。

基本 方針	推進 項目	成 果 指 標	
Ⅱ	2	読書活動推進に関するイベント参加数	
		令和5年度実績 県教育委員会、県立図書館主催の読書の関心を高めるイベント参加数の累計(4年間) 3,744人 指標の説明 県教育委員会、県立図書館主催の読書の関心を高めるイベント参加数の累計。読書の裾野を広げ、子ども読書の機会を増やすために、この指標を設定。	令和10年度目標 県教育委員会、県立図書館主催の読書の関心を高めるイベント参加数の累計(5年間) 10,000人 得られる成果 読むこと自体の楽しさ、それによる充実感や満足感を得られた体験や経験により、子どもが常に本に接し、本に関心を持ち続けられるようになる。
Ⅲ	Ⅰ	県立図書館における児童・生徒向け電子書籍、読み上げ機能付き電子書籍の所蔵点数	
		令和5年度実績 ・児童・生徒向け電子書籍タイトル数 2,069 ・読み上げ機能付きタイトル数 833 (オーディオブックタイトル数 46) 指標の説明 図書館に来館せずとも利用できる電子書籍の児童向けコンテンツや読み上げ機能付きコンテンツを充実させ、読書を親しみやすいものととらえてもらう。	令和10年度目標 ・児童・生徒向け電子書籍タイトル数 2,800 ・読み上げ機能付きタイトル数 2,300 (オーディオブックタイトル数 200) 得られる成果 放課後や長期休暇の読書や学習支援として利用されることにより、読書環境を豊かにすることに繋がる。 障がいなどで紙媒体での読書や、目で読むことが困難な児童が読書する環境の整備に繋がる。
	2	地域における子どもの読書活動を支える人材の育成	
		令和5年度実績 県教育委員会主催の読書推進を担う人材育成に関する講座の受講者数累計(4年間) 112人 指標の説明 県教育委員会による、地域の読書活動推進を担う人材の育成にかかわる講座の受講数。子どもの自主的な読書活動を推進するため、地域における子どもの読書活動を支援する人材が必要なため。	令和10年度目標 県教育委員会主催の読書推進を担う人材育成に関する講座の受講者数累計(5年間) 250人 得られる成果 地域の人々の参画を得ながら、子どもを取り巻く読書環境の充実が図られる。多様な子どもたちの読書に親しむ機会が確保できる。

資 料

用語解説

* 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

* 2 不読率

「1か月間に読んだ本の冊数が0冊」の児童生徒の割合（学校図書館調査に基づき）。

* 3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。

* 4 学校図書館図書館整備5か年計画

公立小・中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした文部科学省の計画。

* 5 ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

* 6 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。

* 7 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

* 8 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

* 9 ビブリオバトル（書評合戦）

発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

*** 10 子ども読書の日**

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められている。

*** 11 こどもの読書週間**

読書推進運動協議会が、「少々の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身につけて欲しい」という趣旨のもと、子ども読書の日である4月23日から5月12日までの約3週間を「こどもの読書週間」と定めた。

*** 12 とくしま親なびプログラム**

乳幼児期から中学生の子供を育てる保護者の集まる場所で、子育てや家庭生活をテーマに、話し合いやワークショップを行い、時間を共有することで、保護者同士のつながりを深め、子育てや家庭教育について気軽に相談し学びあう仲間づくりを進めるもの。

*** 13 ペア読書**

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラスなどの様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

*** 14 パネルシアター**

特殊な布を巻いたパネルボードを用いた人形劇のこと。Pペーパーと呼ばれる特殊な不織布でできている絵人形を、貼ったり、はがしたり、動かしたりしながらストーリーを展開させる。

*** 15 子ども読書情報館**

文部科学省が運営する情報サイト。子どもにお勧めの本を探すためのコーナーや、読書活動へのアドバイス等が掲載されている。子どもの読書活動の実践について、文部科学大臣表彰を受賞された読書活動の一覧と事例・活動内容なども掲載されている。

*** 16 放課後子供教室**

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の支援と協力を得て、子ども達と共に「学習」やスポーツ・文化活動等の「体験活動」を行っている。

*** 17 放課後児童クラブ**

児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行っています。専門の職員(放課後児童支援員)等が従事している。

読書に係る法令や情報入手先

○徳島県立図書館

〒770-8070

徳島県徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園

電話：088-668-3500 FAX：088-668-6904

<https://library.bunmori.tokushima.jp/>



○徳島県教育委員会生涯学習課

〒770-8070

徳島県徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園

電話：088-668-3500 FAX：088-668-6904

子供読書ネットワーク

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/shogaigakushu/5026793>



○文部科学省

- ・子供の読書活動の推進に関する法律

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html



- ・学校図書館法

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm



- ・図書館法

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm



- ・子ども読書情報館

<https://www.kodomodokusyo.go.jp/>



- ・文部科学省/mextchannel

<https://www.youtube.com/watch?v=yDZ96PlrfEk>



○厚生労働省

- ・視聴覚障害者などの読書環境の整備（読書バリアフリー）について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm



徳島県読書活動の推進に関する条例

平成二十九年三月二十一日

徳島県条例第二十二号

徳島県読書活動の推進に関する条例をここに公布する。

徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となっており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まっている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎え、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もって県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

(基本理念)

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第百五十四号)第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関係する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十二日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

令和5年度徳島県子どもの読書活動推進協議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

番号	氏 名	職 名
1	恵美 純子	鳴門市学校図書館サポーター
2	大蔭 幸	絵本セラピスト
3	尾形 徳康	学校図書館協議会副会長（長原小学校長）
4	柏木 康浩	徳島新聞社生活文化部記者
5	加茂 直子	学校図書館協議会副会長（徳島県立阿波西高等学校長）
6	近藤 太	学校図書館協議会副会長（瀬戸中学校校長）
7	島 和也	地域交流拠点 箸蔵とことん 社会福祉法人博愛会職員
8	周藤 巧真	公募委員（徳島大学生）
9	高橋 淑子	国公立幼稚園・こども園園長会副会長（高川原幼稚園長）
10	高橋 律子	徳島県立図書館資料・児童担当 課長補佐
11	谷 高博	鴨島図書館館長
12	津守 美鈴	徳島文理大学人間生活学部児童学科教授
13	中 洋子	読書振興協議会会長・とくしまお話を語る会代表
14	橋村 百恵	美波町日和佐図書・資料館館長
15	藤中 洸希	公募委員（徳島文理大学生）

令和6年度徳島県子どもの読書活動推進協議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

番号	氏 名	職 名
1	安崎 輝彦	学校図書館協議会副会長（徳島県立小松島高等学校教頭）
2	恵美 純子	鳴門市学校図書館サポーター
3	大蔭 幸	絵本セラピスト
4	尾形 徳康	学校図書館協議会副会長（長原小学校長）
5	柏木 康浩	徳島新聞社生活文化部記者
6	島 和也	地域交流拠点 箸蔵とことん 社会福祉法人博愛会職員
7	周藤 巧真	公募委員（徳島大学生）
8	高橋 律子	徳島県立図書館資料・児童担当 課長補佐
9	谷 高博	鴨島図書館館長
10	津守 美鈴	徳島文理大学人間生活学部児童学科教授
11	中 洋子	読書振興協議会会長・とくしまお話を語る会代表
12	橋村 百恵	美波町日和佐図書・資料館館長
13	藤中 洸希	公募委員（徳島文理大学生）
14	村上 佳代子	国公立幼稚園・こども園園長会副会長（松茂幼稚園長）
15	元木 紀美子	学校図書館協議会副会長（川島中学校長）